

平成27年度人権施策  
並びに予算に関する要望書

平成26年8月

大 阪 府  
大 阪 府 市 長 会  
大 阪 府 町 村 長 会



平成26年8月7日

## 平成27年度人権施策並びに予算に関する要望書

大阪府知事 松井一郎

大阪府市長会会長 森山一正

大阪府町村長会会長 松本昌親

大阪府及び府内市町村の同和問題をはじめ人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、障がい者や外国人への就労等の差別、子どもへの虐待やいじめ、女性への暴力などの人権侵害に加えて、戸籍謄本等の不正取得、インターネット上での人権侵害事象や在日外国人に対するヘイトスピーチ、不動産取引に関連して部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたという差別調査事象が引き続き発生するなど、人権を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいります。人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

ついては、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

# 目 次

内 閣 府	.....	1
総 務 省	.....	2
法 務 省	.....	4
財 務 省	.....	7
文 部 科 学 省	.....	8
厚 生 劳 働 省	.....	10
経 済 産 業 省	.....	12
国 土 交 通 省	.....	14
警 察 庁	.....	15

# 内 閣 府

## 1 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の促進について

平成20年の改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行によって、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されたところですが、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者のもっとも身近な相談窓口として、適切な支援を行えるよう市町村での支援センターの早期設置を促進する必要があります。

市町村支援センターを早期設置できるよう、市町村に対して専門職員の配置に向けた支援や必要な財政措置を講じてください。

# 総 務 省

## 1 インターネット等を利用した差別行為の防止対策について

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係4団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダによって対応は様々です。また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置を講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の掲示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。

## 2 本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正住民基本台帳法が施行されました。しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成24年9月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。そのため、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組みの強化が求められています。

不正請求の防止のため、大阪府内の市町村では、本人通知制度〔事前登録制〕が平成25年度末までに42団体で実施され、平成26年度中には全ての市町村で導入が予定されています。

抑止効果をさらに高めていくには、統一的な実施ができるよう本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入されることが必要です。

こうしたことから、以下の点について、必要な措置を講じてください。

- (1) 国において全国における不正請求の被害状況調査を行い、不正請求事件の実態把握と全容解明に努め、その結果を地方公共団体へ情報提供するなど、不正請求の防止に向けた必要な措置を講じてください。
- (2) 愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあります。このことから、不正請求の防止を徹底させるため、住民票の写し等の交付の事実を被交付請求者へ通知する本人通

知制度の法制化とともに、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示することができるよう必要な措置を講じてください。

(3) 偽造委任状による不正請求を防止するため、委任状の確認方法や対応の統一化など、有効な措置を講じてください。

(4) 特定事務受任者（8士業）の「職務上請求書」の適正使用など住民票の写し等の厳正な取扱いについて、関係団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

併せて、人権尊重の観点から住民票の写し等の厳正な取扱いの重要性について関係団体に対し一層の周知啓発に努めてください。

### 3 外国人住民に係る住民票の記載文字と本国戸籍の記載文字との違いによる戸籍手続に関する特段の配慮について

平成21年の住民基本台帳法の改正により、平成24年7月から外国人住民について日本人と同様に住民票が作成されることになりましたが、住民票に記載する氏名は、在留カード等の氏名を記載することとされており、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないもの）を氏名にしている外国人住民については、在留カード等の作成時に正字へ置き換えられる処理が行われていることから、住民票にも正字に置き換え後の氏名を記載せざるを得ません。これに伴い、外国人住民が本国での戸籍の申請や整理の手続をする際、住民票氏名と戸籍氏名が一致せず、同一人物だと証明することが困難になることがあります。

ついては、このような場合においても手続きが困難とならないよう国において何らかの有効な手立てを講じてください。

# 法 務 省

## 1 人権教育・啓発に関する施策の推進及び地方公共団体に対する財政支援の充実について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、適切な人権教育・啓発に関する事業の実施に支障が出ないよう地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図ってください。

## 2 人権救済等に関する法制度の確立について

児童や高齢者の虐待などの人権問題に加え、インターネット上の差別書き込みなど様々な人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、近年、特定の国籍の外国人などを排斥し、差別を助長する趣旨のヘイトスピーチが行われるなど外国人などを巡る人権問題について憂慮すべき状況が生じているため、法による対応の検討も含め、実効性のある対策を講じるとともに、啓発活動の充実など取組みの強化を図ってください。

## 3 本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正戸籍法が施行されました。しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成24年9月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。そのため、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組みの強化が求められています。

不正請求の防止のため、大阪府内の市町村では、本人通知制度〔事前登録制〕が平成25年度末までに42団体で実施され、平成26年度中には全ての市町村で導入が予定されています。

抑止効果をさらに高めていくには、統一的な実施ができるよう本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入されることが必要です。

こうしたことから、以下の点について、必要な措置を講じてください。

- (1) 国において全国における不正請求の被害状況調査を行い、不正請求事件の実態把握と全容解明に努め、その結果を地方公共団体へ情報提供するなど、不正請求防止に向けた必要な措置を講じてください。
- (2) 愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求依頼については、依頼を断っていたとあります。このことから、不正請求の防止を徹底させるため、戸籍謄本等の交付の事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度の法制化とともに、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示することができるよう



必要な措置を講じてください。

(3) 偽造委任状による不正請求を防止するため、委任状の確認方法や対応の統一化など、有効な措置を講じてください。

(4) 特定事務受任者（8土業）の「職務上請求書」の適正使用など戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、関係団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

併せて、人権尊重の観点から住民票の写し等の厳正な取扱いの重要性について関係団体に対し一層の周知啓発に努めてください。

#### 4 インターネット等を利用した差別行為の防止対策について

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係4団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダによって対応は様々です。また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置を講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の掲示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。

#### 5 土地に関する差別調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

このような中、新たに全国的に事業展開を行っている宅地建物取引業者が、多数の事務所において、取引に関する資料に「同和地区」等不適切な記載を行っていることが発覚しました。

本件の調査・報告は府域外で行われていましたが、大阪府域内の土地取引に係る資料に不適切な記載が行われていたことから、条例に基づき業者に対し、府域内の土地調査における条例遵守などについて指導を行いました。

しかしながら、このような行為を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組みができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、差別

につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

## **6 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について**

- (1) 外国人住民の人権を尊重し、負担軽減を図るため、改正入管法・入管特例法における住居地以外の事項の届出および再交付の申請等の代理資格者の範囲を、高齢者や障がい者などについては委任状持参者まで拡大するなど、特段の配慮をしてください。
- (2) 特別永住者及び永住者に対し、特別永住者証明書及び在留カードの更新通知を行うなど、本人が不利益を被ることのないように万全を期してください。
- (3) 日本で発行される身分等を証明する公的な書類に記載の氏名について、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないもの）を正字に置き換えられている外国人住民が、当該書類を用いて本国での戸籍の申請や整理の手続きをする際、漢字の違いを理由として同一人物であることの証明が困難とならないよう、国において有効な手立てを講じてください。
- (4) 永住者についても、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図ってください。
- (5) 外国人に対する在留カードの交付申請・受領や特別永住者証明書の交付申請・受領および各種届出の義務年齢を16歳から引き上げてください。
- (6) 特別永住者証明書及び外国人登録原票の写しについては、申請から交付までの期間が大幅に短縮されるよう、法務省における手続きの迅速化を図ってください。

# 財 務 省

## 1 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。

特に本事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。また、平成24年9月には、別件の行政書士の職務上請求書の偽造による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、関係する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 文 部 科 学 省

## 1 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について

(1) 平成22年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果から、身近な人（友人、近所の人、職場の人、家族）からのインフォーマルな差別的情報が、差別意識の形成や拡大に大きな影響を与えていることが明らかとなっています。

また、同和問題以外にも、障がい者や外国人に対する差別事象が生起しています。インフォーマルな差別的情報を是正するとともに、多様な人権問題を地域で解決していくために、社会教育としての人権教育をより充実させていく必要があります。

大阪府では、市町村が地域の課題に応じた自主的な人権教育の取組みを推進するよう、府内市町村の社会教育主管課担当者を主な対象に人権教育セミナーを実施し、人権教育講座の企画・運営のためのスキルを身に着けた人材の育成を図ることにより、市町村における取組みを支援してまいりました。

大阪府は、今後も各市町村と連携しながら人権に関わる人材の育成に努め、社会教育としての人権教育の取組みを進めてまいりますが、大阪において、私人間でのインフォーマルな情報に起因した差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていくためには、住民に対し教育講座を企画・実施し、正しい知識を普及啓発していくことが重要です。

貴省の「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム事業」は、社会教育分野において人権施策を推進するための国の唯一の事業でございます。大阪府が育成した人材の活用の下、本事業を推進することにより、同和問題をはじめとした人権問題を克服してまいりたいと存じます。このため、本事業の継続・充実を図っていただくようお願いいたします。

(2) 平成25年10月に公表された「平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（平成15年度文部科学省設置）におきまして、指導内容・方法等に関する校内研修の充実に関して「あまり取り組んでいない等」の回答が公立学校全体の約35%、また、人権教育担当者を置いている高等学校は約65%、などの結果となっており、同会議では「前回調査（平成20年度）の結果と比べ大きな進展が見られる状況にまで至っていない」という評価をしています。

こうした状況に加えて、学校現場においては、いじめ・暴力行為・不登校などの生徒指導上の諸課題が深刻化する傾向がございます。また、教員による人権侵害事象も発生しております。

このような中、これまでも増して、児童生徒に人権感覚を身につけさせ、自らも人権意識を尊重して行動できるような人権教育のリーダーとなりうる教員が求められています。そのため、教員養成の課程において、教員となる者が人権教育の推進役となりうる高い能力と意識を身につけられるような方策を設けることは有効であると考えられます。

国におかれましては現在、教職課程の枠組み・内容の見直しが進められており、教員が、英語教育、道徳教育、特別支援教育、ICT活用等の個別具体の教育課題への対応力を高めていくような方策についても議論が進められていますが、それらの教育課題の項目の一つとして人権教育

に関する内容を加えていただくようお願いいたします。

具体的には、大学の教職課程上の「教職に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を必修化していただくようお願いいたします。

### (3) 人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となりますが、とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組みが進められるよう適切な措置をお願いします。

その際、「人権教育のための世界計画」第2フェーズでは、「各国は初等中等教育制度における人権教育の実施を継続させ」つつ、「高等教育における人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点を当てることとなっており、関係省庁との連携の下、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

## 2 大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取り組みについて

大学卒業生等の採用応募・選考時における就職差別につながる問題事象について、解消に向けた具体的な取組みが行われるよう、全国の大学等に対して強く要請するとともに、卒業予定者等で問題事象が発生した場合には、大学・厚生労働省と連携して課題解決と今後の問題発生の抑制を図るため、個別の啓発・側面援助を行うことで問題事象解決に向けた特段の働きかけを講じてください。

# 厚生労働省

## 1 住民主体の地域福祉を進め、共に支え合う地域社会の実現

日常生活自立支援事業について、低所得者に配慮した利用料体系の設定が可能となるよう、生活保護世帯に加え、住民税非課税世帯に係る生活支援員の人件費についても補助対象とするなど、補助基準の緩和を行ってください。

また、国において明確な補助基準額が示されていないことにより、居住地によって利用料等が異なるケースがあることから、本事業は最低限の支援を行うものとして、全国どこにいても同じサービスを受けられることを保障する制度とし、国において明確な補助基準額を明示してください。

判断能力が不十分な方の権利擁護事業のあり方について、成年後見制度、生活保護制度や障がい者福祉制度なども含め、実務者を交えた評価・検討する場を国に設置するなどの特段の配慮をしてください。

## 2 隣保館における財政措置等の充実について

隣保館において、今後とも地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として各種の事業が、市町の実情に沿って総合的に実施できるよう引き続き財政措置等を講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、十分な財政的措置等を講じてください。

## 3 生活福祉資金修学資金貸付制度における民生委員意見書添付要件の廃止等について

生活福祉資金修学資金貸付制度における民生委員意見書の添付要件を廃止してください。

また、生活保護世帯については、大学等在学中の生活資金も生活福祉資金更生資金(技能習得費)貸付制度において貸付できるよう特段の配慮をしてください。

## 4 母子家庭等の自立支援策の充実について

母子家庭等の自立を支援するため、今後展開される母子家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町における母子寡婦福祉施策の取組みが地域隔差を生じることなく推進されるよう、事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮してください。

また、平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や平成26年10月に施行される「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が実効あるものとするため、事業者への働きかけや必要な財源措置などを講じてください。

## 5 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について

ハンセン病回復者が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に

対する社会生活支援の充実、に向けて国自ら取り組むとともに、上記①②の事業を実施する地方公共団体に対し、継続して充実した取組みが実施できるよう必要な財政措置等を講じてください。

## 6 大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取り組みについて

大学卒業生等の採用応募・選考時の面接において、「出身地」や「家族状況」等に関する質問など就職差別につながるような問題事象が依然として報告されています。

公正な採用選考を推進する観点から、企業等に対する啓発を強化するとともに、文部科学省と連携のうえ、就職を希望する大学卒業予定者等に対し啓発を行ってください。

雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO第111号条約の早期批准に加え、雇用についての差別待遇を受けない権利を保障するよう、労働関係法の整備等必要な措置を講じてください。

## 7 就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について

障がい者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者などの就職困難者等に対する雇用・就労支援策について、強化・充実を図ってください。

また、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されるが、生活困窮者の雇用・就労支援にあたっては、生活困窮者就労訓練事業（中間的就労）はもとより、個人の状況に応じて段階的に就労準備性を高めていくための多様な支援が必要であることから、地方自治体での就労支援機能の強化や体制整備等が図れるよう、必要な財源確保とあわせ制度を充実してください。

## 8 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成24年9月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、関係する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 経 済 産 業 省

## 1 インターネット等を利用した差別行為の防止対策について

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。

インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係 4 団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダによって対応は様々です。

また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置を講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の掲示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。

## 2 土地に関する差別調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

このような中、新たに全国的に事業展開を行っている宅地建物取引業者が、多数の事務所において、取引に関する資料に「同和地区」等不適切な記載を行っていることが発覚しました。

差別につながる土地調査は、全国的な問題であることから、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、再発防止に向け、関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

## 3 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。



しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成24年9月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、関係する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 国 土 交 通 省

## 1 土地に関する差別調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

このような中、新たに全国的に事業展開を行っている宅地建物取引業者が、多数の事務所において、取引に関する資料に「同和地区」等不適切な記載を行っていることが発覚しました。

差別につながる土地調査や差別事象は、全国的な問題であることから、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、再発防止に向け、関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

また、取引相手からの同和地区の存在に関する質問に回答しなくても、宅地建物取引業法第47条に抵触しないことについて周知を図るとともに、宅地建物取引業者が同和地区であるかどうかを調査する行為、同和地区であることを教示する行為を「業務に関する禁止事項」の条項に含めるなど、必要な宅地建物取引業法の改正等について検討してください。

## 2 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成24年9月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、関係する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 警 察 庁

## 1 「探偵業の業務の適正化に関する法律」の見直しについて

平成19年6月に「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行されましたが、探偵調査業者等による戸籍謄本等の不正入手事件が全国で発生しており、差別的な身元調査に利用されるおそれが懸念されます。

最近でも、平成23年11月に、愛知県において警察捜査員の戸籍謄本等が取得されるなど、探偵業者等の関与した全国規模の事件が発覚しており、大阪府においても多数の不正請求が明らかになっています。

戸籍謄本等を不正入手するなどの情報収集行為は、「実地の調査」には当たらないことから同法に定義された探偵業務とはならず、現行法では規制できない状況です。

ついては、事件の再発防止、人権擁護の観点から、調査業者に対する実効性のある規制が可能となるよう、早急に法改正してください。

また、法改正が行われるまでの間、全国の探偵業者へその業務の適正化に関し、なお一層の指導を行うなど、再発防止に努めてください。

## 2 インターネット上の人権侵害対策取り組みの強化について

高度情報化社会の進展に伴いインターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しております。

こうした状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダ等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組みを一層推進してください。